

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：八丈島体育協会]

[記載日：令和6年4月5日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

| 項目 | 対応状況 |
|--|------|
| 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | — |
| (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 団体として規約を定め次のとおり遵守している。 ・多数決での原理で物事を決定している。 ・団体の構成員の変更があったとしても団体が存続し、役員や理事の決定方法や財産の管理等の団体の主要な事項を確定させることができる。 ・個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。 | A |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 公共施設を用いて大会やイベントを行う際には、当該施設の使用に係る規則や、当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守する。 | A |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現在23名の理事により理事会を構成しており、理事会において決算や事業報告等を行っている。 | A |

| | |
|--|---|
| 原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 | |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 | C |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現時点では策定まで至っていない。策定にあたっては団体員の構成員に広く参画してもらい進めていく。 | |
| 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 | |
| (1) 役職員に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | C |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 研修資料を役員・理事に配布し情報共有をはかっているが、コンプライアンス教育や研修は実施していない。今後は実施にむけて取り組む。 | |
| (2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 | C |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) コンプライアンス教育や研修は実施していない。今後は実施にむけて取り組む。 | |
| 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 | |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 団体の会計処理が適切に行われるよう、団体の規約に必要な事項を定めている。 | |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 東京都スポーツ協会や町補助金を受ける場合は各々が定める要領・要綱等を遵守している。 | |
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。 | A |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 団体の規約に基づき監事による監査を行っており、承認を受けている。 | |

| | |
|--|---|
| 原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。 | |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 | C |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 現時点では団体のホームページや団体が定期的に発行している会報等はないが、今後は地域住民にむけ団体に関する情報（役員体制や会計処理等）を閲覧できるようなシステムの構築に取り組んでいく。 | |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 | C |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 時点では開示していない。今後は積極的な情報開示にむけ取り組んでいく。 | |
| 原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。 | |
| 自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述) | |
| 原則■について | — |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |
| 原則■について | |
| (現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) | |